



交通安全ガイドブック



HELLO CYCLINGとは？

HELLO CYCLINGは、全国で利用できるシェアサイクルサービスです。スマホで簡単に会員登録、ステーション検索や自転車等の予約ができます。

アプリの地図上に表示されているステーションであれば、全国どこでも貸し出し・返却が可能で、使いたいときに、使いたいだけ、便利に利用することができます。

WEBサイト | <https://www.hellocycling.jp/>



HOW TO USE

ご利用方法



STEP1 アカウント登録

アプリでかんたん会員登録

基本情報の入力と決済方法を登録するだけですぐにご利用いただけます。

※特定小型原動機付自転車を利用する際は、事前に利用資格取得（交通ルールテストの受講、身分証明書のアップロード）が必要です。



STEP2 予約する

アプリから車両をご予約いただけます。予約は30分間有効で、ステーションのお近くにいらなくても事前のご予約が可能です。



STEP3 利用・返却する

HELLO CYCLINGのステーションなら乗る場所も返す場所も自由。目的地にあわせてご利用いただけます。

Download APP

まずはアプリをダウンロード



ハローサイクリング

App Store
からダウンロード

Google Play
でダウンロード

車種について

HELLO CYCLINGで展開している車種についてご紹介いたします。

● 電動アシスト自転車



HELLO CYCLINGで一番多くご利用いただける電動アシスト自転車です。※一部地域では、非電動タイプや小径車タイプなども含まれます。

展開中の車体

- ・シティサイクルタイプ
- ・スポーツタイプ
- ・e-Bike

● 特定小型原動機付自転車



フル電動でペダルを漕がないことを特徴とした、自転車のように座って走行できる乗り物です。歩道可モード(6km/h)の場合のみ、自転車歩行者道の標識がある歩道を走行することができます。

ご利用には、事前準備として交通ルールテストへの合格と、16歳以上であるという年齢確認書類の提出が必須となります。

展開中の車体

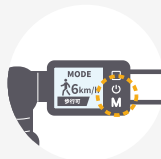
- ・電動サイクル

..... 電動サイクルのご利用方法



ウィンカー

右折・左折時はハンドル左側にあるウィンカーを出します。



歩道可モード

歩道可モード(6km/h)へは、メインディスプレイでモード切り替えを行います。

交通ルール

交通ルールを正しく守って安全にシェアサイクルを楽しみましょう

もくじ

通行場所	P 5
信号機	P 7
通行禁止/一方通行	P 8
右折・左折	P 9
歩行者優先	P 10
ヘルメットの着用	P 10
駐停車・駐車	P 11
禁止事項	P 13
交通事故が起きてしまったら	P 14

ラベルでルール
を見分けてよう

特定小型原動機付自転車

自転車

特定小型原動機付自転車 歩道可モード

乗車前に車体を点検しよう

サドル

ゆるんでいませんか
高さは適切ですか

ブレーキ

正しく効きますか

ハンドル

ガタつきがなく
スムーズに動きますか

タイヤ・車輪

タイヤに空気は入っていますか
車輪にガタ・ゆがみはありませんか



ライト

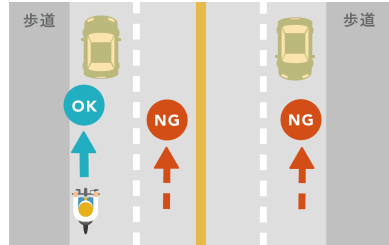
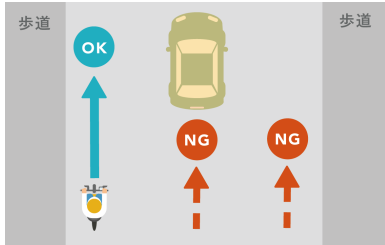
- ① ヘッドライト
 - ② 左右ウインカー
 - ③ テールランプ
- 正しくつきますか

モーター

適切に作動しますか

通行場所

原則、車道の左側端を通行しましょう。

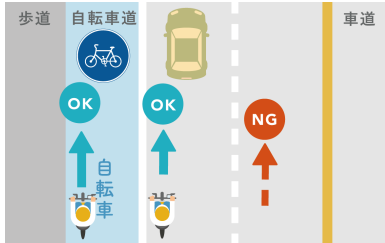


特定小型原動機付自転車

自転車

自転車道も通行可能です。

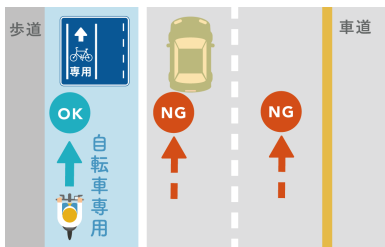
※自転車は、自転車道があるときは自転車道を通行します。



特定小型原動機付自転車

自転車

普通自転車専用路側帯が設けられている時は、専用路側帯を通行します。



例外

特定小型原動機付自転車の場合、安全な場所で一時停止し、
歩道可モード(最高速度を6km/h以下に制限 / 最高速度表示灯を点滅させた状態)であれば、以下の部分を通行することができます。

※自転車の場合も通行することができます。

特定小型原動機付自転車 歩道可モード

自転車

通行が可能な道路標識・標示



特定小型原動機付自転車 歩道可モード

自転車

「普通自転車等及び歩行者等専用」が設置されている歩道や路側帯は、車道寄りを通行することが可能です。



信号機

原則、車両用の信号機に従います。

特定小型原動機付自転車

自転車

※赤信号や黄信号であっても自動車やバイクは青の矢印の信号によって右折できる場合がありますが、自転車や特定小型原動機付自転車は進むことができません。



例外

例外として、次の場合は歩行者用の信号機に従わなければなりません。

特定小型原動機付自転車

自転車

- ・歩行者用の信号機に「歩行者・自転車専用」の標示がある場合
- ・歩行者用の横断歩道を横断する場合



通行禁止 / 一方通行

道路標識等により通行を禁止されている場所は、通行してはいけません。
私有地や公共施設等においては、事前に通行可能かどうか確認しましょう。

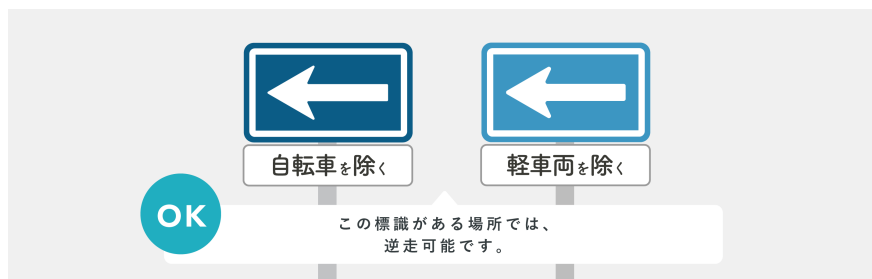


例外

例外として、「自転車を除く」「軽車両を除く」という表示がついた一方通行の標識がある場所では、自転車や特定小型原動機付自転車も逆走可能です。

特定小型原動機付自転車

自転車

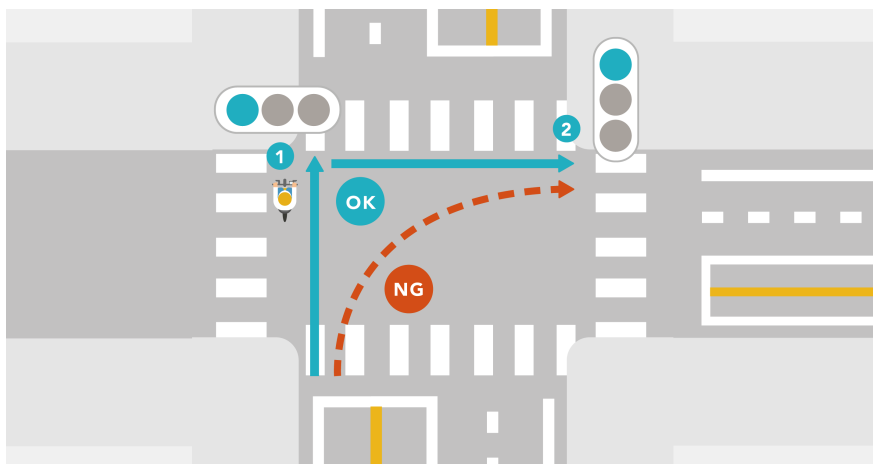


右折・左折

右折の方法

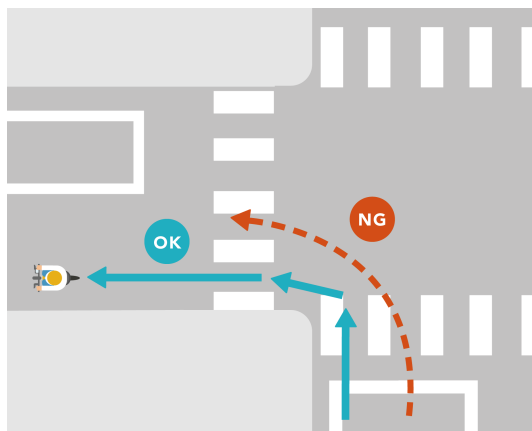
どのような交差点でも、「二段階右折」※をしなければなりません。

※青信号で交差点の向こう側まで直進し、その地点で止まって右に向きを変え、前方の信号が青になってから進むこと



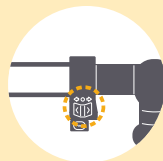
左折の方法

左折する場合も、速度を落とした上で歩行者を妨げないように曲がりましょう。



CHECK POINT

特定小型付自転車をご利用の場合、交差点の30m手前でウィンカーを出しましょう



ウィンカー
ハンドル左側にあります。

TRAFFIC RULES

歩行者優先

横断歩道に近づいたときに歩行者がいる場合、その手前で停止することができるように速度を落として進まなければなりません。

また、歩行者が横断しようとしているときは、横断歩道の手前（停止線があるときは、停止線の手前）で一時停止をして歩行者に道を譲りましょう。

TRAFFIC RULES

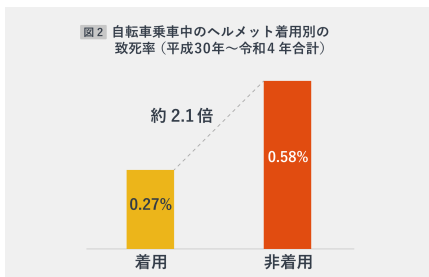
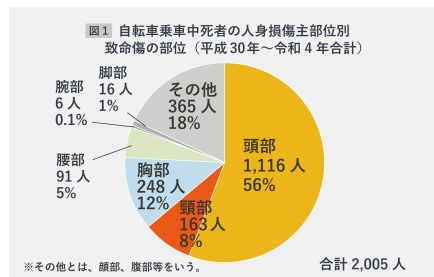
ヘルメットの着用



自転車や特定小型原付に乗るときは、ヘルメットを正しく着用して頭部を守りましょう。

警察庁によると、自転車乗用中の交通事故で亡くなられた方は、約6割が頭部に致命傷を負っています。また、自転車乗用中の交通事故においてヘルメットを着用していなかった方の致死率（※）は、着用していた方に比べて平成30年から令和4年までの5年間の合計で約2.1倍高くなっています。交通事故の被害を軽減するためには、頭部を守ることがとても重要です。

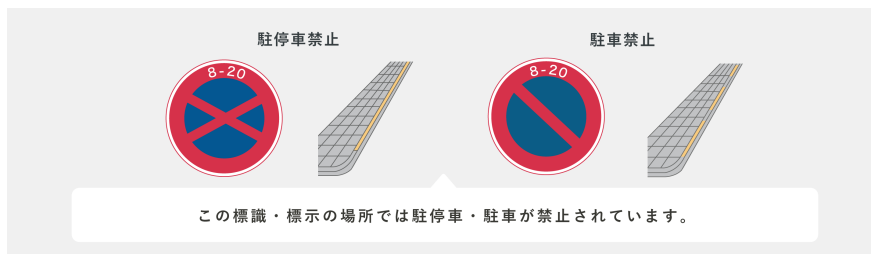
（※）死亡者数に占める死者数の割合



出展：特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）に関する交通ルール等について（警察庁）
<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/tokuteikogata.html>

駐停車・駐車

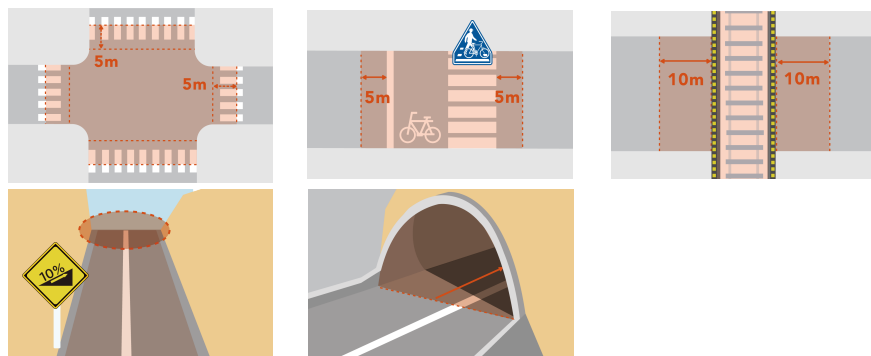
以下の道路標識・表示がある場所では、駐停車・駐車が禁止されています。



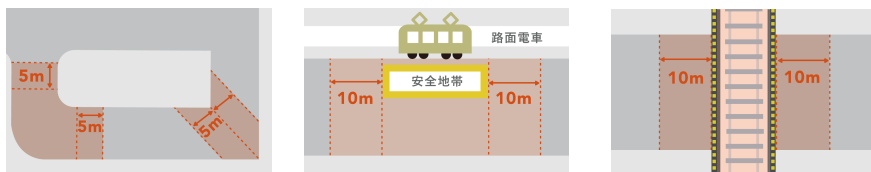
駐停車禁止

以下の場所では駐停車禁止です

- ・交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル



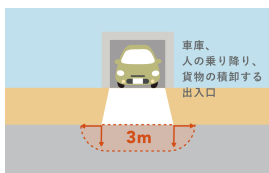
- ・交差点の側端又は道路の曲がり角から5メートル以内の部分
- ・安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分
- ・踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分



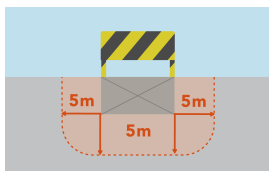
駐 車 禁 止

以下の場所では駐車が禁止されています。

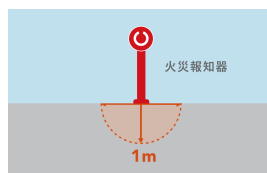
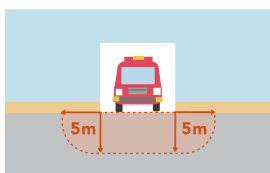
- ・人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納若しくは修理のため道路外に設けられた施設又は場所の道路に接する自動車用の出入口から3メートル以内の部分



- ・道路工事が行なわれている場合における当該工事区域の側端から5メートル以内の部分



- ・消防用機械器具の置場若しくは消防用防火水槽の側端又はこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分
- ・消火栓、指定消防水利の標識が設けられている位置又は消防用防火水槽の吸水口若しくは吸管投入孔から5メートル以内の部分
- ・火災報知機から1メートル以内の部分



禁止事項

禁止事項



16歳未満の運転の禁止

特定小型原動機付自転車



飲酒運転の禁止



二人乗りの禁止



スマホを使用
しながらの運転



又貸し禁止



ナンバープレート
を隠しての運転

特定小型原動機付自転車



イヤホンやヘッドホンをして
音楽を聴くなど、周囲の音が
聞こえない状態での運転

交通事故が 起きてしまったら

交通事故が起きた場合、直ちに運転を停止して負傷者を救護し、警察に報告しましょう。

- ① 事故の続発を防ぐため、他の交通の妨げにならないような安全な場所に車両を止める。
- ② 負傷者がいる場合は、医師、救急車などが到着するまでの間、可能な応急救護処置を行う。
- ③ 事故について警察官に報告し、指示を受ける。
- ④ HELLO CYCLINGお客様サポート窓口へ連絡する。

HELLO CYCLING お客様サポート窓口



